

## 加古川市放課後児童健全育成事業の届出に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に規定する放課後児童健全育成事業の実施について、その適正な運営を確保するため事業の開始、変更、廃止等について必要な手続きを定める。

### (届出事項)

第2条 放課後児童健全育成事業を実施する者は、法第34条の8第2項に基づき、放課後児童健全育成事業開始届（様式第1号）により市長に届け出るものとする。

2 放課後児童健全育成事業を実施する者は、前項で届け出た事項に変更が生じたときは、法第34条の8第3項に基づき、放課後児童健全育成事業変更届（様式第2号）により市長に届け出るものとする。

3 放課後児童健全育成事業を実施する者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第34条の8第4項に基づき放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（様式第3号）により市長に届け出るものとする。

### (届出の時期)

第3条 第2条第1項及び第2条第3項の規定による届出は、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

2 第2条第2項の規定による届出は、これらの事実が生じた日から1か月以内に市長に届け出なければならない。

## 付 則

### (施行期日)

1 この要領は、平27年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 第3条第1項の規定に関わらず、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年8月22日法律第67号）の施行の際現に放課後児童健全育成事業を行っている者の事業開始届については、平成27年6月30日までに行うものとする。